

# 定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

新株予約権等に関する事項

業務の適正を確保するための体制

会社の支配に関する基本方針

連結注記表

個別注記表

第44期（2019年1月1日～2019年12月31日）

## 株式会社日住サービス

本内容は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://2110.jp>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

## 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

(中期プラン)

名称 発行決議日	新株 予約権 の数	保有者数 取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の 目的となる 株式の種類 と数	新株予約権 の行使価額	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使期間	主な 行使の 条件
第1回新株予約権 (2014年5月12日)	94個	4名	普通株式 940株	1株につき 1円	1個当たり 16,900円 (1株当たり 1,690円)	2014年5月30日 ～ 2037年5月29日	(注1)
第2回新株予約権 (2015年5月11日)	79個	4名	普通株式 790株	1株につき 1円	1個当たり 18,900円 (1株当たり 1,890円)	2015年5月29日 ～ 2038年5月28日	
第3回新株予約権 (2016年5月12日)	84個	4名	普通株式 840株	1株につき 1円	1個当たり 18,100円 (1株当たり 1,810円)	2016年5月28日 ～ 2039年5月27日	
第4回新株予約権 (2017年5月12日)	109個	4名	普通株式 1,090株	1株につき 1円	1個当たり 18,600円 (1株当たり 1,860円)	2017年5月30日 ～ 2040年5月29日	
第5回新株予約権 (2018年4月20日)	116個	4名	普通株式 1,160株	1株につき 1円	1個当たり 17,400円 (1株当たり 1,740円)	2018年5月15日 ～ 2041年5月14日	
第6回新株予約権 (2019年4月25日)	242個	5名	普通株式 2,420株	1株につき 1円	1個当たり 15,040円 (1株当たり 1,504円)	2019年5月21日 ～ 2042年5月20日	

(長期プラン)

名称 発行決議日	新株 予約権 の数	保有者数 取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の 目的となる 株式の種類 と数	新株予約権 の行使価額	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使期間	主な 行使の 条件
第1回新株予約権 (2014年5月12日)	57個	2名	普通株式 570株	1株につき 1円	1個当たり 15,900円 (1株当たり 1,590円)	2014年5月30日 ～ 2054年5月29日	(注2)
第2回新株予約権 (2015年5月11日)	48個	2名	普通株式 480株	1株につき 1円	1個当たり 18,000円 (1株当たり 1,800円)	2015年5月29日 ～ 2055年5月28日	
第3回新株予約権 (2016年5月12日)	53個	2名	普通株式 530株	1株につき 1円	1個当たり 16,700円 (1株当たり 1,670円)	2016年5月28日 ～ 2056年5月27日	
第4回新株予約権 (2017年5月12日)	77個	3名	普通株式 770株	1株につき 1円	1個当たり 17,500円 (1株当たり 1,750円)	2017年5月30日 ～ 2057年5月29日	
第5回新株予約権 (2018年4月20日)	82個	3名	普通株式 820株	1株につき 1円	1個当たり 16,370円 (1株当たり 1,637円)	2018年5月15日 ～ 2058年5月14日	
第6回新株予約権 (2019年4月25日)	220個	4名	普通株式 2,200株	1株につき 1円	1個当たり 13,880円 (1株当たり 1,388円)	2019年5月21日 ～ 2059年5月20日	

- (注) 1. 新株予約権の割り当てを受けた者は、割当日の翌日から3年経過後または当社の取締役の地位を喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができるものとする。
2. 新株予約権の割り当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとする。
3. 新株予約権の行使の条件を満たすことができなくなった新株予約権は、当社が無償で取得することができる。

## 業務の適正を確保するための体制

### I. 決議の内容の概要

当社は2019年7月11日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則の内容に基づいて、内部統制システムの基本方針を決議いたしました。その内容は、次のとおりであります。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

##### (1) ガバナンス、コンプライアンス

- ① 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款および「取締役会規則」その他の社内規程等に従い、重要な事項を決定する。
- ② 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- ③ 取締役および使用人は法令、定款および就業規則等社内規程に則り行動するものとする。
- ④ 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査室および会計監査人と連携して「監査役会規則」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

##### (2) 内部監査

社長直属の監査室を設置する。監査室は「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款および社内規定の遵守状況、職務執行の手続きおよび内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報、その他重要な情報を文書により保存し、これら文書を別に定める文書管理規程の文書保存期間一覧表に定める期間中、厳正に保管し、管理するものとする。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、リスク管理全体を統括する組織として「コンプライアンス委員会」で対応し、ここにリスク情報を集約し、職務執行への活用を図るとともに、緊急事態が生じた場合にも迅速な危機管理対応を行い損害の最小限化を図る。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、取締役会、組織規程及び職務権限規程等各種社内規程を整備し、取締役及び使用人の分掌と権限を定める。

#### 5. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法をはじめとする関連諸法の定めに従い適正な財務報告が行われるよう、財務報告に係る基本計画及び方針を制定し、必要な体制を整備する。

#### 6. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、関係会社管理規程に基づき子会社を含めたコンプライアンス体制、リスク管理体制を整備するとともに、内部通報制度の子会社への適用、当社監査役及び監査室にて子会社の業務監査並びに法令遵守状況の監査を実施する。
- (2) 原則として、当社の取締役及び使用人が子会社の取締役若しくは監査役として就任し、子会社における業務の適正性を監視できる体制とする。
- (3) 子会社の経営については、不適切な取引または損失の危険を未然に防止するため事業内容の定期的な報告と重要案件について事前協議を行う。

**7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- (1) 監査役の要請がある場合には、監査役の職務を補助する使用人を置くこととし、当該使用人の任免・異動・人事評価に関しては、監査役の同意を必要とするものとする。
- (2) 当該使用人は当社の就業規則に服するが、監査役補助業務に係る指揮命令権は監査役に属することとし、取締役の指揮命令は受けない。

**8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制**

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。また、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、重大な法令または定款違反の事実、企業倫理に抵触する重大な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- (2) 内部通報制度により通報された法令違反その他コンプライアンス等に関する情報について、監査役へ報告するものとする。
- (3) 上記(1)及び(2)の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いもしてはならないものとする。

**9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 監査役は、当社及び子会社の取締役会及び本部長会の他、各種委員会等に出席することができる。また、代表取締役社長との定期的な意見交換により経営方針の確認等意思の疎通に努める。
- (2) 監査役の職務の執行について生ずる費用等について、監査役から費用等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なでないと明らかに認められる場合を除き、これに応じるものとする。
- (3) 監査役は、「内部監査規程」に基づいた監査室による監査の結果及び改善報告に基づく改善状況の結果について報告を受けるものとする。
- (4) 監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

**10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および社内体制の整備状況**

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、その排除に努めるとともに毅然とした姿勢で組織的な対応を図り、取引関係等の一切の関係を持たない方針を定め、これら反社会的勢力に対しては、警察や法律家等とも連携し、毅然とした態度で対応する。

**II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

**(1) コンプライアンスに対する取り組み**

当社は、コンプライアンス委員会を定期的に開催し、問題の早期発見と改善に取り組み、その内容を取締役会に報告しております。当事業年度におきましては、コンプライアンス委員会を5回開催しております。

内部監査を行う監査室は、コンプライアンスを監査の重点項目とし、法令・定款・社内規程等の遵守状況の監査に加え、会社の社会的責任の観点から業務が適切になされているかについても確認しております。

**(2) 財務報告に係る信頼性の確保に対する取り組み**

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基

準・実施基準」に基づいて内部統制体制を構築しており、取締役会が監査室が財務報告に係る内部統制の評価を実施しております。

### **(3) 監査役の監査体制**

当社の監査役は、監査役会を定時及び臨時に開催し、情報交換を行っております。また、取締役会、経営会並びに審議会等の重要な会議に出席し、監査の実効性の向上を図っております。さらに会計監査人とも監査結果の報告会等定期的に打合せを行っており、会社の内部統制に対して十分な監視機能を有しております。

## 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主価値に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主価値に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主価値に資さない者も少なくありません。

また、不動産に関する流通、情報サービスの会社である当社の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社に与えられた社会的な使命、それら当社の企業価値ひいては株主価値を構成する要素等への理解が不可欠です。法令遵守の精神と長年にわたり地域密着に徹することにより築かれた信頼と信用、地域社会と密接に繋がった従業員が有する専門的知識、豊富な経験とノウハウ、これらを有するに至ったこれまでに培った人材育成・教育の企業風土、不動産の売買及び賃貸借の仲介を中心に不動産の売買・賃貸・建設・賃貸管理・鑑定・住宅ローン取次・保険などの不動産に関するサービスをワンストップで提供する総合力、などの当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうこととなります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主価値に資さない大規模買付行為に対しては相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主価値を確保する必要があると考えております。

### (2) 基本方針実現のための取り組み

#### (a) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社は、1976年1月に住宅流通の近代化の確立という社会的使命を持って創業し、不動産仲介業務のみならず、賃貸管理業務等から発生するリフォーム・建築まで住生活に関するすべてのお客様のニーズに対応できる組織を確立し、業界の先陣を切って1989年11月上場、2016年1月に創業40周年を迎えました。

創業当時の経営理念である「変化に挑む経営、社会的使命を担う経営、個人と会社の目標を一致させる経営」や「社会の必要とする企業は絶対に滅びない」という経営哲学は、創業者から現経営幹部にも脈々と受け継がれております。

当社グループの企業価値の源泉は、(1) 不動産に関する総合力、(2) 仲介業務を中心とした既契約顧客や京阪神間に賃貸住宅等を保有する資産家等との信頼関係に基づく優良な顧客基盤の保有、(3) 新規事業に取り組み革新的な企業風土と健全な財務体質であると考えております。当社の事業活動は、従来の不動産仲介サービスに加え、中古住宅のリフォーム提案、賃貸住宅のサブリース、土地の有効活用に関する提案等を展開しており、現在、当社は京阪神地区に所在する35の営業所を顧客サービスの拠点として捉え、人と不動産の接点に生じるあらゆるニーズに関し、真にお客様の立場に立ったコンサルティングを行うことにより、最大限の顧客満足の実現に貢献できる総合不動産流通業（コンサルタント企業）を目指しております。

当社は、このような事業活動を通じて地域社会に貢献していくことが、企業価値ひいては株主価値のさらなる向上につながるものと考えております。

なお、当社は、当社グループの企業価値ひいては株主価値の確保・向上を図っていくため、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に取り組み、企業価値の向上を目指してまいります。コーポレート・ガバナンスの強化につきましては、次の課題の充実に取り組みまいります。

- (1) 株主の権利・平等性の確保
- (2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- (3) 適切な情報開示と透明性の確保
- (4) 取締役会等の責務の遂行
- (5) 株主との対話の充実

これらの取り組みにより、当社は、当社の企業価値ひいては株主価値の向上を図ることができるものと考えております。

(b) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取り組みの概要

当社は、当社株式の大規模買付行為をおこなう者に対しては、当該買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な時間と情報の確保を求める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲において適切な措置を講じてまいります。

### **(3) 具体的取り組みに対する当社取締役の判断及びその理由**

当社の基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取り組みは、当社の取締役等の地位の維持を目的としたものではなく、企業価値・株主共同の利益を確保することを目的とするものであり、当社の基本方針に沿うものであります。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式……………移動平均法に基づく原価法

②満期保有目的債券…償却原価法(定額法)

③その他有価証券

時価のあるもの… 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの… 移動平均法に基づく原価法

### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産、仕掛販売用不動産及び未成工事支出金…個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

### (3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 (リース資産を除く) …定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する定額法によっております。

②無形固定資産 (リース資産を除く) …定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとして算定する定額法によっております。

### (4) 繰延資産の処理方法

社債発行費…社債償還期間に亘る利息法

### (5) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②従業員賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度末において負担すべき支給見込額を基準として計上しております。

③役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度末において負担すべき支給見込額を基準として計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の平均残存勤務期間以内の一定年数 (5年) による定額法により発生年度の翌事業年度から費用処理することとしております。

また、過去勤務費用は、その発生時の平均残存勤務期間以内の一定年数 (5年) による定額法により発生年度から費用処理することとしております。

### (6) 収益及び費用の計上基準

販売用不動産…引渡基準

工事売上高…完成工事基準

(7) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用として処理しております。

(8) 追加情報

有形固定資産から販売用不動産への振替

所有目的の変更により、有形固定資産の一部を販売用不動産に振替いたしました。その内容は以下のとおりであります。

建物及び構築物	19,030 千円
器具備品	278 〃
土地	147,274 〃
計	166,583 千円

2. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（1）（評価性引当額の合計額を除く。）に記載された内容を追加しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 998,913 千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

建物及び構築物	1,528,840 千円
土地	2,362,747 〃
計	3,891,587 千円

1年以内返済予定長期借入金 99,984 千円

長期借入金	2,630,060 〃
計	2,730,044 千円

上記以外に宅地建物取引業に基づく営業保証供託金として差し入れている資産は次の通りであります。

差入敷金保証金 180,291 千円

(3) 関係会社に対する金銭債権または金銭債務

① 短期金銭債権	1,871 千円
② 短期金銭債務	16,641 千円
③ 長期金銭債権	12,500 千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	8,008 千円
② 仕入高	131,864 千円
③ 営業取引以外の取引高	5,330 千円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	441,560	353	13,050	428,863

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 353 株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による減少 13,050 株

## 6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	120,200 千円
減損損失否認	52,825 "
繰越欠損金	39,567 "
控除対象外消費税等	6,438 "
従業員賞与引当金	6,421 "
株式報酬費用	5,936 "
貸倒引当金	5,817 "
差入敷金保証金	4,598 "
未払事業税等	2,843 "
未払金	2,331 "
その他	8,041 "

繰延税金資産小計 255,022 千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △ 19,744 "

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △ 77,946 "

評価性引当額小計 △ 97,691 千円

繰延税金資産合計 157,331 千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金 8,753 千円

繰延税金負債合計 8,753 千円

繰延税金資産の純額 148,577 千円

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 3,207円 89銭

(2) 1株当たり当期純損失 46円 97銭

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

子会社は3社であり、すべて連結しております。当該連結子会社は、(株)エスクロー、(株)日住、(株)関西友の会であります。

### (2) 持分法の適用に関する事項

関連会社はありません。

### (3) 連結子会社の決算日等に関する事項

(株)エスクロー及び(株)関西友の会の決算日と連結決算日は一致しておりますが、(株)日住は決算日が9月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては(株)日住の9月30日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (イ) 有価証券

満期保有目的債券…償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの… 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの… 移動平均法に基づく原価法

##### (ロ) たな卸資産

販売用不動産、仕掛販売用不動産及び未成工事支出金…個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### (イ) 有形固定資産(リース資産を除く)…定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する定額法によっております。

##### (ロ) 無形固定資産(リース資産を除く)…定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

##### (ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとして算定する定額法によっております。

#### ③ 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費…社債償還期間に亘る利息法

#### ④ 重要な引当金の計上基準

##### (イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (ロ) 従業員賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末において負担すべき支給見込額を基準として計上しております。

##### (ハ) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末において負担すべき支給見込額を基準として計上しております。

⑤その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(イ)退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の平均残存勤務期間以内の一定年数(5年)による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

また、過去勤務費用は、その発生時の平均残存勤務期間以内の一定年数(5年)による定額法により発生年度から費用処理することとしております。

(ロ)重要な収益及び費用の計上基準

販売用不動産…引渡基準

完成工事高…工事完成基準

(ハ)消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用として処理しております。

(5)追加情報

有形固定資産から販売用不動産への振替

所有目的の変更により、有形固定資産の一部を販売用不動産に振替いたしました。その内容は以下のとおりであります。

建物及び構築物	32,820	千円
器具備品	278	〃
土地	166,749	〃
計	199,849	千円

2. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当連結会計年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 1,019,625 千円

(2)担保に供している資産及び担保に係る債務

建物及び構築物	1,554,833	千円
土地	2,464,546	〃
計	4,019,379	千円
1年以内返済予定長期借入金	105,312	千円
長期借入金	2,673,652	〃
計	2,778,964	千円

上記以外に宅地建物取引業に基づく営業保証供託金として差し入れている資産は次の通りであります。

差入敷金保証金 180,291 千円

(3)保証債務

保証債務の内容としては、仲介取引における買主が売主に支払う契約手付金に対するものであります。

被保証者	保証金額
一般顧客	10,000 千円

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,989,845	—	—	1,989,845

##### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	441,560	353	13,050	428,863

##### (変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 353 株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による減少 13,050 株

##### (3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年3月26日 定時株主総会	普通株式	77,414千円	50円	2018年12月31日	2019年3月27日

##### (4) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年3月27日 定時株主総会	普通株式	78,049千円	利益剰余金	50円	2019年12月31日	2020年3月30日

##### (5) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 12,610 株

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全かつ流動性の高い預金等に限定し、資金調達については銀行等からの借入及び社債発行による方針であります。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未收受取手数料並びに工事未収入金は、1年以内の回収予定であり、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券並びに差入敷金保証金は、主に業務上の関係を有する企業の株式と宅地建物取引業法に基づく営業保証金の供託に利用している国債であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金並びに預り金は、1年以内の支払期日であります。短期借入金、長期借入金（1年以内返済予定長期借入金含む）は、主に営業取引に係る資金調達であり、短期借入金と長期借入金（1年以内返済予定長期借入金含む）の一部は、変動金利であり、金利の変動リスクに晒されております。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### (イ)信用リスクの管理

当社は、営業債権及び営業債務について、経理規程に基づき、各事業の担当部門が顧客及び取引先との状況を定期的に把握し、期日及び残高の管理を行っております。また、新規取引については、新規取引先の信用調査を実施し、信用リスクの軽減を図っております。

##### (ロ)市場リスクの管理

当社は、市場リスクの管理について、借入金は金融情勢及び借入金残高を勘案し、投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

##### (ハ)資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、経理規程・総合予算規程に基づき資金計画を作成・更新するとともに、流動性預金を一定の金額維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定には変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

((注) 2. を参照ください。)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,557,986	3,557,986	—
(2) 未收受取手数料	196,549	196,549	—
(3) 工事未収入金	66,383	66,383	—
貸倒引当金	△ 2,962	△ 2,962	—
(4) 投資有価証券	167,243	167,429	185
(5) 差入敷金保証金	180,291	184,648	4,356
資産計	4,165,492	4,170,033	4,541
(1) 工事未払金	94,419	94,419	—
(2) 短期借入金	1,100,000	1,100,000	—
(3) 預り金	780,152	780,152	—
(4) 長期借入金(1年以内返済予定長期借入金含む)	3,156,748	3,156,748	—
負債計	5,131,320	5,131,320	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収受取手数料及び(3) 工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券のうち、株式は取引所の価格によっており、国債につきましては日本証券業協会の売買参考統計値より算定しております。

(5) 差入敷金保証金

差入敷金保証金のうち、営業保証金として供託している国債につきましては日本証券業協会の売買参考統計値より算定しております。

負債

(1) 工事未払金、(2) 短期借入金及び(3) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金(1年以内返済予定長期借入金含む)

変動金利による借入であるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利による借入であるものは、元利金の合計額を新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、1年以内返済予定借入金につきましては、短期間で返済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
(1) 差入敷金保証金	573,036
(2) 長期預り金	246,337

(1) 差入敷金保証金

差入敷金保証金のうち、敷金・保証金等につきましては、本社・営業所の不動産賃貸借契約に基づき差し入れたものであり、退去までの期間を合理的に算定することができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 差入敷金保証金」には含めておりません。

(2) 長期預り金

賃借人の退去による返還までの期間を合理的に算定できず、時価の把握が極めて困難と認められるため、記載しておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、大阪府及び兵庫県その他の地域において、賃貸住宅及び賃貸用事務所ビル等を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
5,596,871千円	4,911,680千円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

3,316円 01銭

(2) 1株当たり当期純損失

41円 39銭